



Title	互酬性からみた近代ドイツ社会：結社と社会国家
Author(s)	北村, 昌史
Citation	パブリック・ヒストリー. 2012, 9, p. 54-63
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66504
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

特集 社会秩序と互酬性 6

互酬性からみた近代ドイツ社会

結社と社会国家

北村昌史

はじめに

ナタリー・ゼーモン・デイヴィスは、その著『16世紀フランスの贈り物』の冒頭を、ガルガンチュアとパンダグリュエル物語の逸話を紹介することからはじめている。ガルガンチュアの父グランジエが、カナール人の国王アルファルバルを打ち負かした後、贈り物を渡して、祖国に送り返す。その国王は、大量の贈り物をのせた9038隻の船と一緒にグランジエのもとに戻ったが、グランジエはそのうけとりを拒否し、全王国を提供するという申し出の書類を火に投げ入れる。結果として、カナール人は、自発的にグランジエの属国となり、毎年200万個の純金を払うことを約束したのである。⁽¹⁾

同様の逸話を、19世紀ドイツの文学作品からみつけることは可能であろうか？ 本稿は、この疑問をその出発点とする。

さて、デイヴィスの著作は、贈与の慣行やその背景にある互酬性を、未開社会にだけみられる、歴史的発展の中で克服されるべき対象としてではなく、近現代社会にも、形を変えながら、存続していく慣行としてとらえる。そこで、彼女は近世フランスに焦点をあて、贈与の慣行を巡る事実・言説・思想について詳細な検討を加えた。彼女の著作は、他の時代や地域の歴史研究者にも、贈与や互酬性の役割をそれぞれの時代と地域の脈絡の中で検討することを要請したものといえる。

ところが、現代社会では非人格的で強大な国家が大きな影響力を社会の諸方面に行使しており、贈与や互酬性の役割が、個人間の贈り物はともかくとして、極小化しているかのようにみえる。こうしたこともあり、管見の限りでは、このテーマに関する研究は、近現代ヨーロッパ史については十分展開しているとはいいがたい。

本稿は、互酬性の慣行がドイツの近代化の過程の中でどのように機能していたのかという課

(1) Natalie Zemon Davis, *The Gift in sixteenth-century France*, Oxford 2000, p. 1. 本書は、『贈与の文化史——16世紀フランスにおける』と題して邦訳がみすず書房から2007年に出版された（宮下志朗訳）。

(2) 現代の国家については、木村靖二、中野隆生、中嶋毅編『現代国家の正統性と危機』山川出版社、2002年を参照。

題にとりくもうというものである。たとえば、19世紀ドイツで盛況をみた「決闘」の慣習について考えてみたい。⁽³⁾ 社会の中で個人や集団の「名誉」は、その「名誉」を社会の中で何らかの形で行使する個人ないしは集団と、それに対して、その他者の「名誉」を守るべく振る舞う別の個人や集団との関係が成り立っている時に維持されるものである。「名誉」を介して特定の集団ないしは個人相互の関係が安定したものとなっている。これは、一種の互酬性と理解できよう。その互酬性が、何らかの理由で壊れた時、その崩壊を修復させるのが「決闘」なのだといえる。

このように、互酬性という観点から19世紀ドイツ社会を理解することは十分可能である。本稿では、19世紀ドイツの互酬性の問題を、結社の展開、および19世紀になって顕在化した社会問題や住宅問題への市民社会の対応という2つのテーマからアプローチしたい。なお、本稿では「19世紀」という場合、暦の上で機械的に切られる「19世紀」ではなく、フランス革命のはじまる1789年から第1次世界大戦の終わる1918年までの「長い19世紀」を対象とする。

1 近代ドイツにおける結社

ここ数年、日本の西洋史研究全般において結社への関心が高まっている。ハーバーマスの『公共性の構造転換』の英訳の出版をきっかけに、イギリスやフランスの結社へ関心が向けられるようになった。⁽⁴⁾ ハーバーマスの影響をうけドイツにおいては結社に対する関心はすでに1970年代からもたれていた。⁽⁵⁾

ハーバーマスの議論を、結社研究との関連で整理しておけば、次のようになるであろう。初期資本主義が展開するなか、社会を構成する「私人」は、次第に官僚に服する受動的な「公衆」であることをやめる。自己の公共性を国家に対して主張する議論する公衆へと変化するのである。この変化の背景にはブルジョワジーの台頭という社会変化がある。そして、公共の諸制度、文芸的公共、政治的公共が確立し、「市民的公共性」が成立していく。こうした「市民的公共性」の成立は、市民社会の発展と密接に関わっている。

ハーバーマスの主張の影響のもと、現在に至るまでドイツの結社は研究対象として持続的にとりあげられてきている。⁽⁶⁾ ドイツにおける先駆的な結社研究であり、ドイツにおいてのみな

(3) 19世紀ドイツの決闘については Ute Frevert, *Die Ehre der Bürger im Spiegel ihrer Duelle. Ansichten des 19. Jahrhunderts*, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 249, 1989 を参照。

(4) 大野誠編『近代イギリスと公共圏』昭和堂、2009年、近藤和彦編『歴史的ヨーロッパの政治社会』山川出版社、2008年、安藤隆穂編『フランス革命と公共性』名古屋大学出版会、2003年、竹中幸史『フランス革命と結社——政治的ソシアビリティによる文化変容』昭和堂、2005年、小関隆『プリムローズ・リーグの時代——世紀転換期イギリスの保守主義』岩波書店、2006年。

(5) ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』(細谷貞雄訳) 未来社、1973年(原著は1962年)。

(6) たとえば、HZ誌の特集号 (*Historische Zeitschrift, Beiheft 9, Vereinswesen und bürgerlichen Gesellschaft in Deutschland*, 1984) が結社への関心の高さを示している。

らず日本においても、今もなお研究の方向性を規定しているのは、1972年に公表されたニッパーダイの論文である。⁽⁷⁾
⁽⁸⁾

ニッパーダイによれば、市民社会の団体原理は、それ以前の旧世界と異なったものである。旧世界においては、非自発的、身分制的、拘束的で、全生活を規定するコルポラツィオーンがその団体原理とされる。それに対して、市民社会の構成原理は、自発的、自由、非拘束的で、特定の目的を追求するアソツィアツィオーン、つまり結社である。このような認識のもと、ニッパーダイは次のように述べる。「結社が市民社会の原因でも結果でもないが、その出現の兆候であり、その形成を有利にし、促進する要因であった」と。その他にも、彼は初期の結社の担い手が啓蒙市民、教養市民に限定されていたこと、その後エリート化と民主化の両方の傾向がみられたこと、結社があつかう対象に特殊化と普遍化の傾向がみられたこと、国家に対しては自由な活動領域を求めつつも、協調を望んだことなどを指摘している。

結社というのは、人々が必要に応じて何らかの目的を実現するために寄り集まって相互に情報、方法、労力などを提供してできあがる関係に、具体的なかたちはあたえたものである。この点、結社も互酬性の原理に基づいていたと、理解することができよう。

ここではニッパーダイの研究の視点の問題点を指摘しておきたい。ニッパーダイのいうような結社は、人類の歴史のある段階から現代まで通底してみられる現象といえ、こうした結社を特殊近代的な現象ととらえるのは若干無理がある。同様の原理に基づくかたちのない関係まで視野を広げると、この疑問はさらに強まる。コルポラツィオーンの時代にも、アソツィアツィオーンはたしかに存在していたはずなのである。一方、結社の結成が、近代になってから、前の時代よりも量的に拡大したのも疑いをいれない。この2つの観点を整合的にとらえるために、ニッパーダイのいう、コルポラツィオーンからアソツィアツィオーンへ、という団体原理の変遷を、より大きな歴史的变化の中に位置づけてみたい。

そもそも19世紀中葉のドイツ社会は、リュールップが指摘するように、「非同時性の同時性」と評価されるべき時代であり、伝統社会の要素と19世紀になって生じた新しい要素が絡み合った状態にあった。⁽¹⁰⁾

ここでいう伝統社会を考える手掛かりをあたえてくれるのが二宮宏之の論文「フランス絶対王政の統治構造」であろう。⁽¹¹⁾絶対王政が絶対的な権力をもっていたことを否定しつつ、二宮は、自然発生的な社会的結合関係を、王権側がとりこんでできあがる「社団」を介して絶対王政の統治が成り立っていたことを論じた。彼の議論はフランスについての指摘だが、同時代のドイ

(7) 1848年革命期の政治的結社をあつかった柳澤治の先駆的研究（「ドイツ革命（1848-49年）と市民層の分裂——西ドイツにおける最近の成果から」『思想』613、1975年）をはじめ、数多くの成果が世に問われている。

(8) Thomas Nipperdey, Verein als soziale Struktur im späten 18. und frühen 19. Jahrhundert, in: *Geschichtswissenschaft und Vereinswesen im 19. Jahrhundert*, Göttingen 1972.

(9) たとえば、中世史では河原温『中世フランドルの都市と社会——慈善の社会史』中央大学出版部、2001年がとりあげる兄弟団などがアソツィアツィオーンととらえられるであろう。

(10) Reinhard Rürup, *Deutschland im 19. Jahrhundert 1815-1871*, Göttingen 1984.

(11) 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」同『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社、1986年。

ツについても同様なことがいえる。ニッパーダイがコルポラツィオーンの例として想定している同職組合もこの「社団」である。ところが、フランスでは大革命により「社団」の解体が一気に進み、⁽¹²⁾ドイツにおいても19世紀初頭の各邦の改革により「社団」の解体がおこなわれる。長年にわたって社会を規定してきた「社団」の要素は19世紀中葉までは色濃く残るが、社会を規定する要因としての「社団」の命脈は、19世紀の前半にはほぼ尽きていたのである。⁽¹³⁾

「社団」ないしはコルポラツィオーンが解体されたため、それまでもコルポラツィオーンと共存していた結社ないしはアソツィアツィオーンが、団体原理の前面に立つようになってきたといえる。それにとどまらず、それまで「社団」が担っていた政治、経済、社交、ライフサイクルなど様々な機能の引き受け手が、何らかの形で必要とされ、結社に対する社会的要請がそれだけ強まったのだといえる。結社が、目的別に結成されたのは、こうした切実な必要性に応じて個別に対応して結成されたためであろう。

ところで、19世紀中葉の段階では、結社はあらゆる社会層で均等に結成されたわけではない。当時、結社を結成することのできたのは、市民層のみであった。市民層は、娯楽や社交のために合唱協会、狩猟協会、体操協会などに寄り集まり、他方1848年革命をきっかけに政治目的のクラブを結成した。

ところが、労働者の世界には結社は容易に浸透しない。「社団」の解体の影響をもっとも被ったのは彼らである。農村という「社団」の解体のために元いた場所からはじき出された彼らの多くは、都市に流入し、そこで寄る辺のない状態におかれ、かなり苦しい生活を強いられる。これが、19世紀中葉に「社会問題」として認識されるようになる。

19世紀中葉のベルリンには「ファミーリエンホイザー」と呼ばれた、約400世帯2000人の「宿なしの一歩手前」の民衆が住んでいた集合住宅があった。⁽¹⁴⁾1843年にスイス人青年H・グルンホルツァーが実際にこの建物に訪問して書いた探訪記があり、⁽¹⁵⁾それには住民による助けあいの様子が散見される。

食べるためには服をすべて売り払い、裸同然になった住民が外出する際に服を借りた例、一

(12) Paul Nolte, *Staatsbildung als Gesellschaftsreform. Politische Reformen in Preußen und den süddeutschen Staaten 1800-1820*, Frankfurt/New York 1990.

(13) ドイツにおける「社団」やその解体については谷口健治『ドイツ手工業の構造転換——「古き手工業」から三月前期へ』昭和堂、2001年。

(14) ファミーリエンホイザーについては、Johann Friedrich Geist und Klaus Kürvers, *Das Berliner Mietshaus 1740-1862. Eine dokumentarische Geschichte der >von Wüllknitzschen Familienhäusern< vor dem Hamburger Tor, der Proletarisierung des Berliner Nordens und der Stadt im Übergang von der Residenz zur Metropole*, München 1980、および拙著『ドイツ住宅改革運動——19世紀の都市化と市民社会』京都大学学術出版会、2007年、第1部参照。

(15) Heinrich Grunholzer, *Erfahrungen eines jungen Schweizers im Voigtländere*, in: Bettina von Arnim, *Dies Buch gehört dem König*, Berlin 1843. 拙訳「ハインリヒ・グルンホルツァー『フォークトラントにおける若きスイス人の経験』(1843年)——19世紀中葉ベルリンの労働者住宅探訪記・翻訳」(前掲拙著付論2)。以下、探訪記からの引用の際は拙訳の頁数を示す。

(16) 拙訳 447-448頁。

枚の皿を共有している例⁽¹⁷⁾、仕事を融通しあう例⁽¹⁸⁾などがあり、住民が助け合いながら生活している様子が探訪記からうかがえるのである。これにとどまらず、毎週日曜日には小さなゲームの集まりが開かれていたという記述もある。そこでは、参加者が時々 3 ペニヒを出し合い、それで蒸留酒やビールを購入することもあったという。

仕立て屋エンゲルマンが、数週間の間をおいて子供を亡くした時、二度とも葬儀の費用を工面できるようにしてくれた手廻しオルガン弾きの話が探訪記に出てくる。エンゲルマンは、一度目は、彼が貸してくれたシャツとズボンを元手に、金を借りることができ、二度目は彼から現金 1 ターラーを借りることができたのである。これは、現実の話かわからないが、仮に一種のフィクションであったとしても、住民の間にあった互酬的な観念や人間関係を前提に成り立つものであろう。

こうして探訪記からは、ファミーリエンホイザー住民の世界には互酬性に基づいた人間関係や観念が存在していたことは確認できるのだが、それらはかたちのない状態にとどまり、結社というかたちのある状態に転じることは難しかったと思われる。探訪記などからうかがえる住民の経済面や生活面の余裕のなさ、彼らの流動性の高さなどを考えると、本当に必要に迫られた場合の助け合いや少人数の遊び仲間は生じても、それらを制度化して運営する可能性はほとんどなかったであろう。

では、市民層の結社で労働者の社会問題はどのようにとらえられ、解決が試みられたのであろうか？ 節を改めて論じたい。

2 市民層と民衆

19 世紀中葉において社会問題をあつかう団体の最大のものとして、1844 年設立の労働諸階級福祉中央協会（以下、中央協会）があげられる。⁽²¹⁾ また、劣悪な住宅に多くの人が住まざるをえない状況へ対応したのが、1846 年設立のベルリン共同建築協会である。⁽²²⁾ この団体は、国王一家の参加のもと広く関心をもたれ、設立後数年のうちに 16 軒の建物に 145 住居を建設した。両団体について筆者はすでに論じたことがあり、ここでは互酬性の議論と絡めて両団体の活動理念を整理したい。

前者の中央協会は、自助・儉約・勤勉といった市民的な生活・労働倫理と思われていたものを労働者に身に付けさせ、労働者の生活のあり方を根本的に変えることで社会問題の解決を図ろうとする。市民的な規範をあたえることで労働者を救い出し、ひいては市民層の住む世界を

(17) 同 446-467 頁。

(18) 同 460 頁、468 頁。

(19) 同 453 頁。

(20) エンゲルマンの世帯については同 450-453 頁。

(21) 中央協会については、Jürgen Reulecke, *Sozialer Frieden durch soziale Reform. Der Centralverein für das Wohl der arbeitenden Klassen in der Frühindustrialisierung*, Wuppertal 1983 および拙著第 2 部第 1 章。

(22) この団体については拙著第 2 部第 3 章参照。

良くするというものである。その際、市民層は、社会問題をもっぱら精神的・倫理的問題に還元して考えており、労働者のおかれた状況をきちんと理解しているわけではない。

本稿の脈絡で興味深いのは、当時の中央協会の機関誌『労働諸階級福祉中央協会会報』⁽²³⁾ でとりあげられている、中央協会と関係をもつ団体の名称をみても、互酬性を想起させる「相互」が入っているものがほとんどないであろう。たとえば、1844年設立のケルン一般救済・教育協会では、設立集会において、真正社会主義者が、提案された「労働諸階級福祉協会」は、労働者に対する所有者の後見を感じさせるとして、より平等なニュアンスのある「相互救済および教育協会」⁽²⁴⁾ を主張するのに対し、市民層は提案通りの名称を主張している。この論争は、当時の市民層の社会問題への対応が、上から下への一方的な性格であったことを示唆している。

こうした点はベルリン共同建築協会でも同様である。この協会で意図されていたのは、市民的な住宅のあり方（1住居に1世帯・部屋ごとの機能分離）を享受する社会層を拡大し、それによって住宅問題の解決を図ろうというものであり、中央協会とその発想と同じにしている。この協会は、配当金制限会社の形をとっていた。これは、株式を発行して会社を設立するが、株式に対する配当金に上限が設定されたものであり、この株への投資からの利益の多くを断念することになっている。これにより、住宅問題に苦しむ民衆と痛みを共有しようとしているのだといえる。とはいっても全体として上からの改革という方向性は否定できない。

これに対して、より互酬性の原理によっていたと思われる建築協同組合は、この時期にはいまだ十分な展開をみない。これは、住宅の獲得を目指す組合員が、相互に資金を出し合い、それをもとに建てられた住宅をくじ引きをして順番に組合員の住居としていく制度である。建築協同組合が重要性をもちえなかったことは、19世紀中葉の段階では社会問題に対する市民の議論では「後見」が中心であり、互酬性が説得力をもっていなかったことを示している。

以上、中央協会とベルリン共同建築協会の事例からは、市民層の社会問題への対応は上から下への「後見」の性格の強いものであったといえる。

ただ、社会問題に対応する制度のうち、この時期に萌芽をみ、その後のドイツ社会で定着するものの多くは、建築協同組合のように、個人が寄り集まり、相互に援助するという点で互酬性に基づいていたのである。たとえば、養老・廃疾年金制度がある。これは、老後の備えを働くうちに毎月定期的に積み立て、その資金で老後の生活をしようというものである。これは、自分の将来は自分で何とかしようということで、基本的に自助の発想による。とはいっても、けがや病気で労働不能となった場合は、その時点から年金が支給される。これは、自分のそれ

(23) *Mittheilungen des Centralvereins für das Wohl der arbeitenden Klassen*, Hagen 1848-1858, Faksimilenachdruck, Hg. von W. Köllmann und J. Reulecke, Berlin 1980.

(24) Reulecke, a. a. O., S. 98f.

(25) 建築協同組合については拙著385頁参照。

(26) この当時みられた様々な社会福祉の試みについては拙著第2部第1章参照。また、マルセル・モースも『贈与論』（吉田禎吾・江川純一訳）ちくま学芸文庫、2009年、264-265頁において19世紀の僕約金庫や相互扶助に贈与に繋がる要素を認めている。

までの掛け金からだけではなく、他の加入者から集めている資金からも支給されており、相互扶助的な側面も有している。市民層の発想から生み出された制度も、長期的に社会に定着していくためには、互酬性の要素が必要なのであろう。

もちろん、ここにみられる互酬性は定期的掛け金の支払いや自助の原則が伴っている点で、ファミーリエンホイザー住民の、目の前の生活の苦しさを何とかするための互酬性とは性格を異にする。こうした民衆の互酬性の世界の中で彼らは市民側の動きにどのように対応したのだろうか？そのために、結社によるものではないが、具体的に市民層と民衆が接する場として救貧行政の実態をとりあげたい。

ベルリンでは、それまで国家が担っていた救貧業務は、1819年に市に移管され、それに伴い新しい制度が整備された。ベルリン市内を56の地区に区分し、それぞれの地区単位に編成された救貧委員会が、扶助金の申請を提出した住民への調査・認可・扶助金の配分など実質的な救貧業務をおこなうのである。この救貧委員会のメンバーには市民層が無給である。市全体の救貧行政の統括は、市救貧局がおこなう。⁽²⁷⁾

19世紀前半のベルリンの救貧行政が直面したもっとも大きな問題は、人口増加に伴う、予想以上の救貧支出の増加であろう。ここでもファミーリエンホイザーの探訪記を検討したい。探訪記の著者は当時のベルリンの救貧行政の在り方に批判的であるが、探訪記の叙述をそうした批判のバイアスをのぞいて検討してみると、60歳以上であったり、けがや病気で完全に労働不能となったり、こどもを育てている寡婦に毎月の扶助金を支給するという当時の救貧行政の原則は、ほぼ機能している。⁽²⁸⁾ここで問題にしたいのは、市救貧局や救貧委員会が、申請を出してきた者に圧迫を加える態度をとり、他方申請を出した住民がへりくだるような態度を示さなければならない、⁽²⁹⁾という叙述が探訪記に散見されることである。

救貧支出の増加という背景を考えると、圧迫をかけて申請を思いとどまらせようとしている側面を想定できるだろう。とはいっても、救貧の対象となる住民にはほぼ毎月の扶助金が支給されており、こうした抑止的な側面は効果がなかったといえる。抑止の側面だけではなく、別の要因もこの圧迫やへりくだりに読み取るべきなのである。ここでは行政の人間が圧迫をかけ、他方うけとる側がへりくだるのは、扶助金の申請や交付の際の作法の一つであった可能性を指摘したい。⁽³⁰⁾扶助金の申請や交付の際に、他にあたえるものが何もない申請者が、圧迫をうけて、へりくだっている態度・虐げられているという姿勢と交換に扶助金をうけとっていると考えられるのである。つまり、彼らは、具体的な贈り物ではなく、「名誉」をあたえる（捨てる）代償に、扶助金をうけとっているのである。こうしてみると、救貧行政の扶助金の授受は、すくなくと

(27) 当時のベルリンの救貧制度については、拙著第1部第2章および第3章参照。

(28) この点については拙著第1部第3章参照。

(29) 拙訳452-453頁、458-459頁、467頁。

(30) 探訪記にうかがえる住民の言動やグレンホルツナーの叙述が、当時のベルリンの民衆世界の作法を反映していたことについては Dietlind Hüchtker, >Elende Mütter< und >Liederliche Weibspersonen<, Geschlechterverhältnisse und Armenpolitik in Berlin(1770-1850), Münster 1999 参照。

も住民の側では、互酬性の論理のもと了解されていたととらえられる。

本節の検討からは、社会問題に対処する制度の定着にしても、救貧行政からの扶助金にしても、民衆の世界の中で互酬性が果たしていた役割が浮かび上がってくるのである。

3 「社会国家」への道

本節では、第1節と第2節でみたような19世紀中葉の互酬性のあり方について、第1次世界大戦までの見通しをえたい。

まず、結社は、19世紀後半以降順調に発展をみせる。都市や農村などの地域のレベルから邦や国家のレベルに至るまで、政治・経済・国民国家・社交・娯楽と様々な目的の結社が結成されていく。下からドイツ帝国を成立・維持させた要因の一つとして、この結社があったことをも明白であろう。労働者も次第に結社を結成するようになる。「社団」が解体した社会を、その穴を埋める形で、こうした結社が織りなす網の目が覆うようになったのである。かたちにならない人間関係も含め、近代ドイツ社会は互酬性によって再構築されたのだといえる。⁽³¹⁾

次に、19世紀半ばにみられた社会問題に対する互酬性による制度は、その後も発展し、第1次世界大戦後には「社会国家」という形で結実する。⁽³²⁾もちろん、この発展は直線的に進んだわけではないが、ここでその経過を手短にみておきたい。

「社会国家」への流れの中でも大きな役割を果たしたのが、社会問題を解決するために結成された様々な結社である。その中でもとくに重要なのが1872年設立の社会政策学会であろう。教養市民層中心のこの団体は、様々な社会問題に関して、統計を用いた大々的な調査をおこない、それをもとに社会問題に対する国家の介入を要求していく。19世紀中葉の、市民的価値観を身につけさせれば問題が解決できるとした発想とは別の次元で議論が展開している。

そうした動きを背景として制度化されたのが、他のヨーロッパ諸国に先駆けて制定された、ビスマルクの社会立法であろう。疾病保険法（1883年）、災害保険法（1884年）、そして廃疾・養老保険法（1889年）からなるこれらの立法により、互酬性による制度が、国家機構の中に取り込まれたのである。

ベルリン南東部のルイーゼン市区の社会的結合関係を研究したスカルパは、19世紀前半以来地域で存在した名士と民衆の密接な関係を切断する目的が、ビスマルクの社会立法にあったと想定している。人々の日常生活や人生に国家が干渉していくとした側面がこの立法にあることを、彼女の研究が指摘した点は重要であろう。これらの立法が、それまで密接なもので

(31) 19世紀後半ドイツの結社については、Klaus Tenfelde, *Die Entfaltung des Vereinswesens während der industriellen Revolution (1850-1873)*, in: *Historische Zeitschrift*, Beiheft 9 参照。労働者への協会の普及については田中洋子「労働者文化と協会の形成」若尾裕司・井上茂子『ドイツ文化史入門——16世紀から現代まで』昭和堂、2011年参照。

(32) G・A・リッター『社会国家——その成立と発展』晃洋書房（木谷勤・北住炯一・後藤俊明・竹中亨・若尾祐司訳）、1993年。

(33) Ludovica Scarpa, *Gemeinwohl und lokale Macht. Honoratioren und Armenwesen in der Berliner Luisenstadt im 19. Jahrhundert*, München/New Province/London/Paris 1995, S. 243-278.

はなかった、国家と民衆の関係が緊密になっていく端緒といえる。

住宅問題も、ビスマルクの社会立法と時期を同じくして、広範な公衆にその存在が強く意識されるようになる。1885年に社会政策学会の住宅事情調査がおこなわれ、ドイツの都市の住宅事情に改善がみられないことがデータをもって示された。⁽³⁴⁾これをきっかけに、改革住宅の建設や国家立法を求める動きなど住宅改革運動が展開する。その際、改革住宅建設の中心となつたのは、19世紀中葉のような配当金制限会社ではなく、互酬的性格がより強い建築協同組合であった。第1次世界大戦までに建築協同組合が建設した住宅数は、当時のドイツ帝国全体の住宅の1%程度に過ぎず、住宅事情の改善には程遠い状況であったが、建築協同組合は着実にドイツ社会の中に定着していく。⁽³⁵⁾

以上、19世紀中葉に萌芽がみられた互酬性的要素は第1次世界大戦前のドイツ帝国で機能していたのである。とはいっても、こうした状況と「社会国家」の誕生とは、まだ直線的につながっているわけではない。第1次世界大戦前、たとえば住宅改革の分野では国家・邦・自治体といった当局の役割はいまだ限定的であり、社会問題のあらゆる領域で国家と民衆の関係が確立していたわけではない。こうした関係に決定的な転換をもたらすのが、第1次世界大戦であろう。

「社会国家」の成立過程については、国民の諸階層の思惑、政党や利害団体の主張、立法過程の議論、国家や自治体の財政の状況など様々な要因を考慮にいれる必要があるが、筆者にはその課題を十分論じる準備は今のところない。ここでは、「社会国家」誕生の直接的きっかけとして、第1次世界大戦を機会に国家と民衆の間に互酬性に基づく関係が発生したという見通しを仮説として提示したい。

第1次世界大戦は、国民を総動員して遂行した総力戦である。戦争中は、戦争の遂行や勝利を目的として国民の生命や活力を国家が利用し続けた。戦争が終わった段階で、国家の側が、戦争中に民衆があたえてくれた労力・犠牲に報いなければならなかつたのであろう。その代償として国家が民衆のために社会福祉制度を整備することになった、と考えられるのである。

おわりに

本稿でのべてきたことをまとめておこう。

まず、互酬性の原理に基づく結社が、19世紀初頭の改革で「社団」が解体したという状況のもと、従来にもましてその機能を増大させる。19世紀中葉の段階では、互酬性に基づく関係を、結社というかたちのあるものに転換できたのは、市民層だけであった。ファミーリエンホイザーの住民の世界では互酬性は機能しているが、経済的状況や流動性の高さゆえそれはかたちのないものにとどまり、結社にはならない。

次に、19世紀中葉の社会問題への市民層の対応をみると、中央協会やベルリン共同建築協

(34) 1885年におこなわれた住宅事情調査については、拙著23頁参照。

(35) 拙著第3部第3章。

(36) 拙著第3部第3章。

会でおこなわれた議論は、上から下への「後見」というべきものであるが、当時の議論から発生し、その後のドイツ社会に定着していくような制度には互酬性の要素が入り込んでいる。市民層の世界から生み出された制度も、広い社会層にうけいれられるには互酬性の要素が必要だったのだろう。ただ、こうした互酬性には定期的掛け金の支払いや自助の観念などが入っており、この点ファミーリエンホイザー住民の、差し迫った必要に応じた助け合いの世界からは程遠い。他方、そのファミーリエンホイザー住民は、自分たちの互酬性の振る舞いのコードに基づいてベルリンの救貧行政の扶助金を了解していたと思われる。社会問題に対応する制度のもとで、互酬性のコードが、受け手の社会層が制度を了解し、うけいれるための役割を果たしていたのである。

最後に第1次世界大戦まで展望してみると、まず結社は19世紀後半も発展を見せ、「社団」の解体によって生じた空白が、結社の網の目によって埋められたのである。結社になつていない、かたちのない互酬性による関係も含め、近代ドイツ社会は、互酬性によって再構築されたのだといえる。社会問題に対応する互酬性の制度は次第に国家に取り込まれ、第1次世界大戦後には「社会国家」という形で結実する。この「社会国家」の誕生にも、総力戦に伴つて生じた互酬性が機能していたと考えられる。

以上、本稿で明らかにしてきたような、近代ドイツの互酬性は、伝統社会の解体という状況のもと、新しい社会を構築するための「再生」のための機能を果たしたといえる。こうした互酬性のあり方が、19世紀ドイツの文学作品の中でどのように反映しているかという、冒頭で提起した疑問の解決については、今後の課題としたい。